

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

(新設)

			資料番号	3	担当課	砂防課
法令名	地すべり等防止法	根拠条項	23条	不利益処分の種類	地すべり防止施設の改良命令等	
<p>第二十三条 都道府県知事は、都道府県知事以外の者の管理する地すべり防止施設が次の各号の一に該当する場合において、当該地すべり防止施設が第十二条の規定に適合しないときは、その管理者に対し改良、補修その他当該地すべり防止施設の管理につき必要な措置を命ずることができる。</p> <p>一 第十一条第一項の規定に違反して工事が施行されたとき。</p> <p>二 第十一条第一項の承認に附した条件に違反して工事が施行されたとき。</p> <p>三 偽りその他不正な手段により第十一条第一項の承認を受けて工事が施行されたとき。</p> <p>2 都道府県知事は、都道府県知事以外の者の管理する地すべり防止施設が前項各号のいずれにも該当しない場合において、当該地すべり防止施設が第十二条の規定に適合しなくなり、かつ、地すべりの防止上著しい支障があると認められるときは、その管理者に対し前項に規定する措置を命ずることができる。</p>						